

昭和56年5月以前に建てられた住宅にお住まいの皆様へ

地震に対するあなたの家の お家^{うち}ドック（耐震診断）を してみましよう！

耐震診断が**無料**でできます！

詳しくは裏面をチェック！▶



なぜ耐震診断が必要なの？

昭和56年5月以前の住宅は壁の量が少ない等、現在の基準に比べ低い耐震基準となっており、強い地震で倒壊してしまう恐れがあります。今すぐお家の安全性を確認しましょう！

今年度から**全市町**で耐震診断が**無料**に！
相談窓口は右のQRコードをチェック！▶



<リーフレットに関する問合せ先>

栃木県県土整備部建築指導課 防災耐震担当 TEL:028-623-2865



栃木県

耐震診断士派遣制度

耐震診断士派遣制度とは、市町が民間住宅の所有者等の求めに応じ耐震診断士を派遣する制度です。市町窓口に応じ申し込むだけで、無料で耐震診断を受けることができます。

無料耐震診断（耐震診断士派遣制度）の流れ

申し込みは
簡単♪

1 市町窓口へ申込み

申込書に必須事項を記入の上、建築時期がわかる書類及び案内図等を添えて窓口に応じ申し込みください。

2 耐震診断決定通知

耐震診断の実施が決定されると、市町から決定通知が届きます。

3 耐震診断の実施

決定通知が届くと、数日後「耐震診断士」の方から診断日程の打ち合わせ等の電話があります。
※診断当日は「立ち合い」をお願いします。

4 耐震診断結果の説明

耐震診断結果は、耐震診断士が作成後、所有者等にご説明するとともに、耐震改修へのアドバイスを行います。

耐震診断の結果

評価点であなたの住まいの安全度がわかります。

0.7未満

倒壊する可能性が高い

0.7以上～1.0未満

倒壊する可能性がある

1.0以上～1.5未満

一応倒壊しない

1.5以上

倒壊しない

耐震性が無い！

チェック！



耐震診断で耐震性が無いと診断された場合、
耐震改修、耐震建替の補助制度があります。
詳しくは右のQRコードをチェック！

栃木県HP



<リーフレットに関する問合せ先>

栃木県県土整備部建築指導課 防災耐震担当 TEL:028-623-2865



栃木県